

○松戸市建設工事適正化指導要綱

<目次>

第1条	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2条	定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3条	書面による下請契約の締結・・・・・・・・	2
第4条	一括下請負の禁止等・・・・・・・・	2
第5条	下請契約の締結の制限・・・・・・・・	3
第6条	下請業者の選定・・・・・・・・	3
第7条	元請業者の義務・・・・・・・・	4
第8条	下請代金の支払条件・・・・・・・・	5
第9条	技術者の適正な配置・・・・・・・・	5
第10条	施工体制の把握・・・・・・・・	6
第11条	雇用条件等の改善・・・・・・・・	7
第12条	建設業退職金共済制度の活用・・・・・・・・	9
第13条	届出等・・・・・・・・	9
第14条	点検・調査・・・・・・・・	10
第15条	監督職員等・・・・・・・・	10
第16条	不正事実の申告等・・・・・・・・	10
第17条	指導・勧告等・・・・・・・・	10

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 営業所技術者 法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。
- (6) 特定営業所技術者 法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。
- (7) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (8) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (9) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (10) 連絡員 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第17条の2第1項第3号及びに第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をいう。
- (11) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (12) 特定専門工事 法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。
- (13) 市発注工事 市が発注するすべての工事をいう。
- (14) 工事担当課長 市発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課等の長をいう。

(書面による下請契約の締結)

第3条 市と建設業者との間における請負契約は、少なくとも法第19条各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

（一括下請負の禁止等）

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

- 3 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

（下請契約の締結の制限）

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上（建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）である下請契約
- (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）となる下請契約

- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

- (1) 建築一式工事にあっては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
- (2) 建築一式工事以外の工事にあっては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

（下請業者の選定）

第6条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも次に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。

- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
 - (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
 - (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。
- 2 前項の下請業者の選定に際し、元請業者はできる限り市内に本店を有する建設業者を優先して選定するよう努めるものとする。

（元請業者の義務）

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。
- (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (5) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- (6) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であつて、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの

イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの

- (7) 元請業者は、下請業者から工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
- (8) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (9) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (10) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が知事にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (12) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(建設工事の適正な施工の確保のための措置)

第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人がその下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講じる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を

受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、第7条第9号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、支払代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については現金払とすること
- (6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（技術者の適正な配置）

第9条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行なわなければならない。

- 2 市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行なわなければならない。
- 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 当該建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事にあつては 2 億円未満）となるものであること。

イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね 2 時間以内であること。

ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する下請契約にまでに限られること。

エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第 11 号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第 28 条第 1 項に規定する帳簿（規則第 26 条第 6 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 当該工事現場に当該監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者

4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第 30 条に定める数を超えるとときは、適用しない。

5 第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合の取扱は別に定める。

6 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれか該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）

は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。

ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第11号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 政令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(3) 政令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件をすべて満たす場合（前号の場合以外）

7 前項第1号の規定は、当該建設工事の数が、政令第34条に定める数を超えるときは、適用しない。

8 第3項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第6項第1号に規定する監理技術者を含む。以下同じ。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

9 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（施工体制の把握）

第10条 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2件以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が5,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上）になるときは、法第24条の8第1項の施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）並びに施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の特定建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディ

スク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

- 3 前項の通知事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。
- 5 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市長に提出しなければならない。
- 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（令和4年1月27日付け国不建第446号）の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。

- 7 第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2件以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が5,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。
- 8 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。なお、当該通知は、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該特定建設業者及び建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 9 第2項の下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。なお、当該通知は、規則第14条の4第7項で定めるところにより、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（雇用条件等の改善）

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、次の各号に定める事項について措置するものとする。

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条

- 件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一つの事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
 - (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
 - (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
 - (5) 公共工事の積算については、公共工事設計労務単価（二省協定単価）に基づいた労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払うよう配慮すること。
 - (6) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
 - (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。特に新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
 - (8) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。
 - (9) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
 - (10) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。
 - (11) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
 - (12) 建設業退職者共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
 - (13) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
 - (14) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に

関する規定を遵守すること。

- (15) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。
 - (16) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。
 - (17) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
 - (18) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
 - (19) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。
 - (20) 前各号に定める事項のほか、政令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。
- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（建設業退職金共済制度の活用）

- 第12条 請負代金額が500万円以上の工事を市から直接請け負った建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注者用）を添付した報告書を契約締結後1か月以内に市長に提出するものとする。
- 2 前項の建設業者が、下請契約を締結する場合は、下請業者（2次以下の下請業者を含む。）に対して、建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、原則として、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により交付するものとする。
- 3 第1項の建設業者は、工事契約件数ごとに購入した共済証紙の受払簿を整備し、共済証紙の適正な管理を行うものとする。
- 4 第1項の建設業者は、工事現場等の見やすい場所に建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を掲示するものとする。

（届出等）

- 第13条 市から直接工事を請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、指導監督機関の長が施工体制台帳及び施工体系図の記載事項を確認することができる措置を講じている場合を除き、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号）により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しな

なければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に現場代理人及び主任技術者選任届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。現場代理人を選任したときも同様とする。
- 3 第1項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、下請業者変更届（様式第8号）により、第2項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、変更通知書（様式第9号）により、当該建設業者は、2週間以内に市長に届出なければならない。
- 4 請負代金額が500万円以上の工事を市から直接請け負った建設業者は、請負契約締結後原則として10日以内に工事实績情報システム（財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム。以下「コリンズ」という。）に基づき、当該工事の実績データを作成し、監督職員の確認を受けた後、コリンズに当該データを登録し、同システム発行の登録内容確認書（発注機関用）を市長に提出しなければならない。

また、登録内容に変更が生じた場合又は竣工した場合も同様とする。

- 5 市から直接工事を請け負った建設業者は、請負契約締結後、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを市長に提出しなければならない。

（点検・調査）

第14条 前条第1項の届出を受理したときは、工事担当課長（当該工事の設計図書等の作成を所管する所属長。以下同様。）は、施工体制等について点検しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の点検のほか、市発注工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

- 3 工事担当課長は、前2項の点検及び調査の結果について契約課長に報告するものとする。

（監督職員等）

第15条 市長は、市発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、監督職員選任通知書（様式第10号）により速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

（不正事実の申告等）

第16条 建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して、

違反の是非等の必要な措置を講ずるものとする。

(指導・勧告等)

第17条 市長は、この要綱に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市の入札参加資格業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施工上の留意事項の廃止)

2 施工上の留意事項（平成14年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

施工体制台帳

[会 社 名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容				
発注者及び 住所				
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日
		契 約 日	年	月 日

契約営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者補 佐		資 格 内 容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工事内容	担 当 工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会 社 名			代 表 者 名		
住 所					
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	契 約 日		年 月 日		

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専 任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人 の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	-----------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

別添（様式第1号・様式第2号）

作 業 員 名 簿

（ 年 月 日作成）

事業所の名称

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名

元請
確認欄

提出日 年 月 日

（ 次）会社名

番号	ふりがな	職 種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年 齢	年金保険		中小企業退職金 共済制度	雇 入・職 長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
					雇用保険						
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日

（注）１．※印欄には次の記号を入れる。

- （現）…現場代理人 （作）…作業主任者（（注）２．） （女）…女性作業員 （未）…18歳未満の作業員
（主）…主任技術者 （職）…職 長 （安）…安全衛生責任者 （能）…能力向上教育 （再）…危険有害業務・再発防止教育
（留）…外国人技能実習生 （1特）…１号特定技能外国人

（注）２．作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- （注）３．経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
（注）４．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
（注）５．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
（注）６．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
（注）７．雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
（注）８．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
（注）９．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
（注）１０．建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
（注）１１．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称	
------	--

会社名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
	権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名
現場代理人名		雇用管理責任者名	
主任技術者名	専任 非専任	専門技術者名	
	資格内容	資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名			代 表 者 名		
住 所 電 話 番 号					
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専 任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

施 工 体 系 図

工 事 の 名 称	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
発注者の商号, 名称又は氏名	

元 請 負 人 の 商 号 又 は 名 称		
契 約 業 者 所 在 地 区 分		県内 ・ 県外
監 理 技 術 者 又 は 主 任 技 術 者		
監 理 技 術 者 補 佐		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別 一般 / 特定		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別 一般 / 特定		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別 一般 / 特定		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別 一般 / 特定		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別 一般 / 特定		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
	特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

年 月 日

(下請業者) 様

作成建設業者の 住所
商号又は名称

代 表 者 名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日～ 年 月 日

私は, 上記工事に関し, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので, 建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により, 下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は, 以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は, 以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

年 月 日

(再下請負通知人の下請業者) 様

再下請負通知人の住所
商号又は名称

代 表 者 名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日～ 年 月 日

私は, 上記工事に関し, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので, 建設業法施行規則第14条の4第2項の規定により, 下記のとおり通知します。

1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は, 以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は, 以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

下 請 業 者 選 定 通 知 書

年 月 日

松 戸 市 長

所 在 地
商号又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

1. 工 事 名 _____
2. 工 期 年 月 日～ 年 月 日 _____
3. 請負代金額 _____ 円 _____

上記工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、松戸市建設工事適正化指導要綱第13条第1項の規定並びに工事請負契約約款第7条第1項の規定により提出します。

注文者名	下請に附した 工 事 種 別 又 は 範 囲	下 請 業 者				下請区分 第1第2 下請等の 区 分
		商号又は名称 代表者氏名	住 所 電話番号	許可番号	許可業種	

※添付書類
施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

現場代理人及び主任技術者選任届出書

松 戸 市 長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日契約に係る、

に関し、

下記の者を選任したので、工事請負契約書第 1 1 条第 1 項の規定により、届出します。

記

	現場代理人	主任技術者又は 監理技術者
氏 名		
現住所		
生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日

下 請 業 者 変 更 届

年 月 日

松 戸 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

1. 工 事 名

2. 工 期

3. 請負代金額

上記建設工事に關し、 年 月 日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので松戸市建設工事適正化指導要綱第13条第3項の規定並びに工事請負契約約款第7条第2項により届出します。

区 分		変 更 前	変 更 後 (追加を含む)	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)
注 文 者 名					
下請に附した工事の 種 別 又 は 範 囲					
下 請 業 者	商号又は名称 代表者氏名				
	所 在 地 電話番号				
	許可番号				
	許可業種				
下 請 区 分					
変 更 日		年 月 日		年 月 日	

※添付書類
施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

松 戸 市 長
松戸市教育委員会教育長

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名

監理技術者等
変 更 届 出 書
現場代理人

年 月 日契約に係る 工事に関し、 年 月 日付けで
通知した について、下記のとおり変更しましたので、
松戸市建設工事適正化指導要綱第13条第3項の規定並びに工事請負契約約款第11条第2項の
規定により届出します。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
現 住 所		
生年月日	年 月 日	年 月 日
変 更 日	年 月 日	

※ 添付書類

- (1) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
- (2) 変更理由を記載した書面を別紙として添付して下さい。

様

松戸市
松戸市長

監督職員選任通知書

年 月 日付けをもって契約を締結した次の業務について、下記のとおり監督職員として選任したので工事請負契約書第10条の規定により通知します。

工事名称

工事場所

記

	総括監督員	主任監督員	監督員	監督員
所属				
氏名				
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
監督職員の権限	工事請負契約書の定めによるところによる。			

年 月 日

人員の配置を示す計画書
(建設業法施行規則第17条の2又は17条の5)

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者	名称					
	所在地					
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営業 所技術者)	氏名					
	所属営業所名				※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間	見込み時間		実績時間		

建設工事 1	工事名称											
	工事現場所在地											
	契約締結営業所	名称						※17条の5の場合のみ記載				
		所在地						※上記所属営業所と同じである必要				
	建設工事の内容		※法別表第1上段のどれか									
	請負代金の額		※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要									
	移動時間		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要									
	下請次数		※3次以内である必要									
	工事現場の施工体制の確認方法											
	情報通信機器											
	連絡員	氏名										
		所属会社										
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間								
				年	月	～		年	月			
				年	月	～		年	月			
			合計					年		月		

建設工事 2	工事名称													
	所在地													
	建設工事の内容								※法別表第1上段のどれか					
	請負代金の額								※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要					
	移動時間								※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要					
	下請次数								※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の確認方法													
	情報通信機器													
	連絡員		氏名											
			所属会社											
			実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要		工事名称			期間						
									年	月	～		年	月
									年	月	～		年	月
								合計			年		月	

以上